



令和3年10月19日

石川労働局長

吉田 研一 殿

石川地方最低賃金審議会

会長 高見 俊也

石川県百貨店, 総合スーパー最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和3年8月27日付け石労発0827第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、労使双方が合意し、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

石川県百貨店, 総合スーパー最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 百貨店, 総合スーパー
- (2) (1)に掲げる産業において管理, 補助的経済活動を行う事業所
- (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 890円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月31日